

## 2024-2026 年度課題別研修「司法アクセスの改善(SDG16 の実現)」に係る 参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構東京センター(以下、「JICA 東京」という。)は以下の業務について参加意思確認書(様式1)の提出を公募します。

本研修は、開発途上国から研修員として日本に招いた弁護士、裁判官、裁判所職員、法律扶助機関関係者、過疎地域または貧困層に向けた法的サービス(手続代行や法律相談など)を担っている者、またはそのような機関の方針決定を行う職位にある者に対し、日本における司法アクセスの歴史、現状、課題、取り組みを紹介することを通じて、司法アクセスの意義・重要性に関する理解を深め、各国の司法アクセス改善にかかる施策の検討を促すことを目的として行うものです。

本業務の遂行にあたっては、日本弁護士連合会(以下、「特定者」という。)を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、司法アクセス向上につき、日本において具体的に実施されている取り組みとして、刑事事件における当番弁護士制度、民事法律扶助制度などを創設し、長年にわたって運営を行ってきました(後に、日本司法支援センター(法テラス)に継承)。その後も弁護士会が設立・運営費用の一部を負担する公設事務所の設置・運営、司法過疎の解決のための派遣弁護士養成事務所の支援、紛争解決センター(ADR)の運営など司法アクセス向上のための独自の活動にも幅広く取り組んでいます。加えて、アジア諸国の司法アクセスを改善するため、各国の弁護士会との協力・連携強化を目的に、司法アクセスをテーマとした国際会議を多数開催し、諸外国の司法アクセスの状況や課題について把握しており、司法アクセスに関する国内外の関係組織との十分なネットワークを構築しています。

以上から、特定者は下記の「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

### 1. 業務内容

#### (1)業務名:

2024-2026 年度課題別研修「司法アクセスの改善(SDG16 の実現)」に係る研修

## 委託契約

### (2) 案件概要:

別紙2「研修委託業務概要」のとおり

### (3) 研修コース実施期間(2024年度):

2024年10月20日～2024年11月2日(予定)

### (4) 契約履行期間(2024年度):

2024年9月20日～2025年2月28日(予定)

(2025年度及び2026年度も同様の時期を予定)

契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。

## 2. 応募資格

### (1) 基本的要件:

1) 公示日において、令和04・05・06年度の全省庁統一資格の競争参加資格(以下、「全省庁統一資格」という。)を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。

2) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、再生計画又は再生計画が発効しない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規定」(平成20年10月1日規定(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていない者。具体的には以下のとおり扱います。

ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。

イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。

4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者(以下、「提出者」という。)は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。

ア. 提出者の役員等(提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等(各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。)である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

- エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例(平成 23 年東京都条例第 54 号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等(※1)を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。
- (中小規模事業者(※2)については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。)
- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

(※1) 特定個人情報等とは個人番号(マイナンバー)及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行

う事業者

- ・ 金融分野(金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野)の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

(2)その他の要件:以下の経験・要件を有すること。

- 1) 案件受託上の条件として、2024年度案件を第1回目として受託し、2026年度まで計3回、同一案件を受託可能であること。なお、2024年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2026年度案件まで随意契約を行う予定である(但し、研修対象国の状況など予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く)。また、契約は、年度ごとに業務量、価格等について見直しを行なったうえで締結します。
- 2) 業務を遂行する法人としての能力を有すること。
- 3) 業務を統括するための統括責任者を選任し、機構担当者と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。
- 4) 司法アクセス関連分野に関する研修(講義/演習等)を、自らまたは関係機関等のリソースを活用して実施した経験を有すること。

### 3. 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認書の提出	提出期間	2024年7月4日(木)12時00分(正午)
	提出場所	JICA 東京 産業開発・公共政策課
	提出書類	参加意思確認書(様式1)、応募要件に該当する全省庁統一資格を有していない者は、参加意思確認書に記載の提出資料一式(写し可)。
	提出方法	メール。 ※下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参照の上、提出期限までに必着。
(2) 審査結果の通知	通知日	2024年7月8日(月)
	通知方法	メール
(3) 審査結果についての理由請求	請求場所	JICA 東京 産業開発・公共政策課
	請求方法	メール
	請求締切日	2024年7月12日(金)
	回答発送日	2021年7月18日(木)
	回答方法	メール

#### 提出書類:

- 1) 参加意思確認書(様式1)及びその添付書類、パンフレット等)
- 2) 令和04・05・06年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し
- 3) 誓約書(様式2)
- (4) 提出場所・メールアドレス

〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-5

JICA 東京 産業開発・公共政策課(担当:小谷)

電話:03-3485-7625 メールアドレス:[tictip@jica.go.jp](mailto:tictip@jica.go.jp)

#### 【メール送信の際の留意点】

- ・メールの受信制限があるところ、送付メールの容量は20MB以下とすること。
- ・データ容量が大きい場合は、上記、参加意思確認書(様式1)のPDFデータを受領後1営業日以内に、提出された「参加意思確認書」に記載されているメールアドレスに対して、大容量データ受け渡しサイト(GIGAPD)のURLと、同URLにログインするためのIDとパスワードをメールで送付する(ただし、パスワードについては、別メールにて送付する)。同URLにアクセスし、IDとパスワードを入力してログインの上、提出する書類を同サイトにアップロードした後、必ずメールにて担当者へ一報願います。
- ・上記大容量データ受け渡しサイト(GIGAPOD)が利用できない場合は、郵送又は持参で提出すること。

- ・JICA東京では、受信内容を確認の上、24時間以内に(土・日・祝日をはさむ場合は翌営業日の17時までに)受信確認メールを送付するが、万一連絡がない場合は、JICA東京へ問い合わせをすること。メール提出時刻から24時間以内の問い合わせは原則受付けないので、電子メールにより提出する場合は早期の提出を推奨する。

#### 4. その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書及び添付書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体の結成：認めません。

以上

2024-2026 年度課題別研修「司法アクセスの改善(SDG16 の実現)」  
研修委託業務概要

以下の記載は、2024 年度に係るものである。2025 年度、2026 年度については、別紙1「業務仕様書」2. 応募要件(2)その他の要件1)を参照。

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名

課題別研修「司法アクセスの改善(SDG16 の実現)」

(2) 技術研修期間(予定)

2024 年 10 月 20 日～2024 年 11 月 2 日

(3) 研修員(予定)

1) 定員: 7 名

2) 研修対象国:

東ティモール、バングラデシュ、モルディブ、ネパール、サモア、ソマリア、  
コートジボワール

3) 研修対象組織・対象者

【対象組織】

弁護士会、裁判所、法務省またはこれに相当する省庁、法律扶助を担う公  
的機関

【対象人材】

弁護士、裁判官、裁判所職員、法務省職員、法律扶 助機関関係者、過疎  
地域または貧困層に向けた法的サービス(手続代理や法律相談など)を担  
っている者、またはそのような機関の方針決定を行う職位にある者

(4) 研修使用言語

英語(\*原則、JICA が研修監理員を手配して対応)

(5) 研修の背景・目的

国連のイニシアティブで 2015 年 9 月に採択された SDGs(持続可能な開発目  
標)は 2030 年に向けた 17 の大目標とそれを達成するために必要な 169 のター  
ゲットを設定しているが、目標 16 において、「持続可能な開発に向けて平和で包  
摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供する」ことが謳わ  
れ、具体的ターゲットとして「16.3 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会  
を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供する」ことが規定されている。  
「法の支配」という考え方の根底には人権の保障がなければならないが、その具  
現化のためには法律や司法制度を市民にとってより身近なものとし、正義への  
アクセスを保障する取り組みが求められている。

一方で多くの途上国においては政府による法情報の提供が必ずしも十分になされておらず、一般市民、とりわけ女性、未成年者、貧困者といった社会的に弱い立場にある人々の法律や司法制度に関する知識やアクセスは十分に保障されてはいない。

本研修では、日本における司法アクセス改善の歩み・制度・取り組みを包括的に紹介し、あわせて各国の課題や経験を共有してもらい、自国における市民の司法アクセス改善に向けた施策の検討を促すことを目的とする。

#### (6) 案件目標

日本における司法アクセス改善に向けた様々な取り組みや特に社会経済的に脆弱な人々への様々な法的サービスの提供やそれら制度の構築・発展に至る経緯の紹介等を通じて、全ての人々に権利救済への平等なアクセスを提供することの意義やその重要性の理解が深められるとともに、各国における司法アクセス改善に向けた経験や課題が共有され、司法アクセス改善のための具体的施策を検討する。

#### (7) 研修で達成される成果(単元目標)

- 1) 国際的な司法アクセス改善に関する潮流と日本における司法アクセス改善に向けた取り組みの歴史と現状が理解される。
- 2) 日本における刑事分野・民事分野の法律扶助制度や司法過疎地域対策などの司法アクセスのための制度について、制度の普及、持続性の観点から、具体的制度設計や財源の確保、運営主体等について理解され、各国におけるそれらの現状や課題が分析、共有される。
- 3) 日本の社会の中でも脆弱な立場にある者(女性、外国人、被災者、高齢者、障がい者、犯罪被害者等)に対する法的サービス提供の取り組みや制度についての理解が深められ、各国における取り組みや課題が共有される。
- 4) 日本における弁護士会や NGO 等の各種相談窓口、ADR 制度など市民に対する様々な法的サービス提供の枠組みや多様なチャネル(IT を含む)を利用した市民が必要とする法的情報の提供の仕組みが理解され、各国におけるそれらの現状や課題が分析、共有される。
- 5) 日本における NGO、自治体、法律家など多様なアクターの連携による司法アクセス改善のための取り組みが理解され、各国におけるそれらの現状や課題が分析、共有される。
- 6) 上記1)から5)を踏まえ、自国の司法アクセス改善の方向性や具体的な施策が検討される。

#### (8) 研修内容・方法

- 1) 研修は来日研修として実施する。初日にプログラムオリエンテーション(研修概要説明)を実施し、講義、レポート作成・発表、演習、討議を組み入れる。最終日に評価会を行い、研修員からの意見を聴取する。

## 2) 当機構が実施するプログラム

- ・集合ブリーフィング: 来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。

## 2. 委託業務の内容

### (1) 契約履行期間(予定)

2024年9月20日～2025年2月28日

(この期間には、事前準備・事後整理期間を含む)

### (2) 業務詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配(講義当日の諸準備を含む)
- 9) テキストの選定と準備(翻訳・印刷業務を含む)
- 10) 講師への参考資料(テキスト等)の送付
- 11) 講師からの原稿等の取り付け、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及びJICAへの報告
- 12) 研修員の事前課題用に作成する動画の制作に係る講師への講義依頼、各種の調整並びに同動画の著作権に係る利用許諾範囲の確認及びJICAへの報告
- 13) 教材(テキスト及び講義映像)を研修員が利用できるようにするための処理(ポータルサイト等へのアップロード)
- 14) 講師・見学先への手配結果の報告
- 15) 研修監理員との連絡調整
- 16) プログラム・オリエンテーションの実施
- 17) 研修員の技術レベルの把握
- 18) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 19) 研修員からの技術的質問への回答(メールまたはポータルサイトを利用して  
もよい)
- 20) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信

- 21) 評価会、技術討論会(各種レポート発表会含む)の準備、出席
- 22) 閉講式実施補佐
- 23) 研修監理員からの報告聴取
- 24) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 25) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 26) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

### 3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ(通訳)、研修員の研修理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します(準委任契約)。
- (2) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (3) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下JICAHPを参照願います。

[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr\\_japan/guideline.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html)

以上

## 参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構  
東京センター 契約担当 殿

提出者(法人番号)  
(所在地)  
(貴社名)  
(代表者役職氏名) 印  
(メールアドレス)

2024-2026年度課題別研修「司法アクセスの改善(SDG16の実現)」に係る参加意思確認公募について応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

### 記

- 1 全省庁統一資格(令和 04・05・06 年度全省庁統一資格を有する場合)  
登録番号:
  
- 2 応募要件に関する記述  
※ 公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載すること。  
※ サイズ:A4判 縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。
  
- 3 添付資料(令和 04・05・06 年度全省庁統一資格を有していない場合)
  - (1)組織概要  
※組織概要について記載すること(パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること)。
  - (2)登記事項証明書(写)(法務局発行の「履行事項全部証明書」、発行日から3ヶ月以内のもの)
  - (3)財務諸表(写)(申請日直前1年以内に確定した決算書類)(写)
  - (4)納税証明書(写)(その3の3、発行日から3ヶ月以内のもの)

以上

提出日： 年 月 日

## 誓約書

独立行政法人 国際協力機構  
東京センター 契約担当役 殿

2024-2026 年度課題別研修「司法アクセスの改善(SDG16 の実現)」の競争参加資格の確認を受けるに際し、以下に記載の事項について誓約します。

なお、当該記載事項に係る誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格が無効となることに同意します。

住 所  
法 人 名  
法 人 番 号  
役 職 名  
代表者氏名 役職印

## 1 反社会的勢力の排除

競争から反社会的勢力を排除するため、以下のいずれにも該当しないこと。

- ア. 競争参加者の役員等(競争参加者が個人である場合にはその者を、競争参加者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等(各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。)である。
- イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、応札者が東京都暴力団排除条例(平成23 年東京都条例第54号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

## 2 個人情報及び特定個人情報等の保護

社として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等(※1)を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。  
(中小規模事業者(※2)については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。)

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

(※1) 特定個人情報等とは個人番号(マイナンバー)及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野(金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野)の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

以上